

事務連絡
令和6年12月20日

航空機使用者 各位

国土交通省航空局安全部
安全政策課長

航空機・装備品の適切な整備の徹底について
(注意喚起)

航空機の安全運航において適切な整備の実施は不可欠であり、航空機の整備等を行うことにより当該航空機を安全性・環境適合性に係る基準に適合するように維持することが航空法第16条第1項により義務付けられています。

具体的な整備の方法については、原則として航空機又は装備品等の設計者等が発行する技術資料等（航空運送事業の用に供する航空機にあつては、航空法に基づき認可された整備規程）に従う必要がありますが、今年度に入り、複数の事業者において不適切な整備が確認されており、一部組織的な違反行為と認められたことによる認定事業場の業務停止命令を含め、航空法に基づく行政処分等に至る事態も発生しています。

不適切な整備の実施による厳格な行政処分等が他の運輸分野においても相次いで行われていることも踏まえ、各航空機使用者におかれましても、改めて下記について点検を行い、引き続き、航空機等に対する適切な整備が確実に行われるようお願い致します。

記

- (1) 整備作業に必要な技術資料等は常に最新のものに維持し、技術資料等に従って適切に整備を実施すること。また、技術資料等に疑問がある場合は、当該航空機又は装備品等の設計者等へ問い合わせ、理解を得てから整備作業を進めること。
- (2) 整備会社や個人の整備士へ整備作業を委託する場合にあつては、当該整備会社や整備士と安全意識・法令順守の意識を共有し、関係法令や技術資料等に基づく適切な整備作業の実施を図ること。

以上